

名張市立病院面会に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、名張市立病院（以下、当院という）に入院する患者（以下、入院患者という）と家族等との面会について必要な事項を定め、当院の入院患者の尊厳の保持、療養生活の質の向上及び良好な療養環境の確保を図るとともに、家族等との交流を通じた円滑な入退院支援に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 当院は、入院患者と家族等との交流が療養生活及び円滑な退院支援において重要であることを踏まえ、患者の意思を尊重し、適切な面会の機会を確保するものとする。

（面会時間等）

第3条 面会時間は、原則として午後2時から午後6時までとする。

2 面会者は原則として中学生以上とし、1回につき3名までとする。複数名で面会する場合は、必要に応じて交代して面会するものとする。

3 面会場所は、個室の場合は病室、大部屋の場合は食堂、デイコーナー等を原則とする。面会者は、許可された場所以外への立入りをしてはならない。

4 患者の病状、診療、検査、処置、リハビリテーション、病棟の状況その他の事情により、面会時間、人数及び場所を変更し、または面会を中止することができる。

5 患者の急変、病状説明、終末期その他特別な事情がある場合は、前各項目の規定にかかわらず、必要に応じて個別に対応することができる。

（面会の手続き）

第4条 面会者は、当院が定める方法により面会の手続きを行い、必要に応じて面会者名、面会開始時刻その他必要事項を記載するものとする。

（面会者の健康状態及び感染対策）

第5条 面会者は、発熱、咳嗽、咽頭痛、下痢、嘔吐その他の感染症を疑う症状がある場合は、面会を控えるものとする。

2 面会者は、手指衛生その他当院が定める感染対策に協力するものとする。

3 感染症の流行状況その他感染対策上必要な場合は、当院はマスク着用その他の感染対策を求めることができる。

4 感染症の発生または流行状況等により、マスクの着用その他必要な感染対策を求め、または面会を制限することができる。

(面会の制限等)

第6条 患者の病状、患者本人の意思、感染対策、医療安全、他の患者の療養環境及びプライバシーの確保その他必要がある場合は、面会の制限、変更又は中止を求めることができる。

2 面会者が当院の定める事項を遵守しない場合又は患者等の療養環境もしくは医療安全委に支障を及ぼす場合は、面会の中止又は退室を求めることができる。

(周知)

第8条 当院は、面会に関する事項を院内掲示、ホームページ等により周知する。

(定期的な見直し及び評価)

第9条 この規程は、診療報酬制度、医療提供体制、感染症の発生状況、社会情勢、患者及び家族等の意見その他の状況を踏まえ、定期的に評価及び見直しを行うものとする。

2 規程の見直しに当たっては、面会を不必要に制限する内容となっていないかを確認するものとする。

(所管事務)

第10条 この規程に関する所管は看護部とし、面会に関する運用調整を行う。なお、掲示物等の作成及び更新については、関係部署と連携して行うものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めのない事項については、患者の療養環境及び安全を考慮し、病院長又は病棟責任者等が必要に応じて判断する。

(改正)

第12条 この規程の改正は、経営会議の議を経て、病院長の決定による。

附則

この規程は令和8年6月1日から施行する。